

(3) 保存管理計画

個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

百舌鳥古墳群、古市古墳群については、長年にわたる地域住民による愛護を礎に、国およびそれぞれの自治体において、その保存等について個別に調査研究を行い、古墳の具体的な保存整備を行ってきた。

平成18年4月、考古学、古代史、都市政策等の専門家からなる有識者の会議を設置し、人類共通の遺産といえる百舌鳥古墳群を次世代に保存・継承するため、その保存やバッファゾーン等についての基本的なあり方の検討に取り掛かった。

さらに百舌鳥古墳群と古市古墳群を一体的な形で保存・継承すべく、大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市の四者が連携し、有識者による会議での意見を踏まえ、検討を行っている。

本資産については現時点で保存管理計画を持っていないが、有識者などの意見を基に以下のような点に留意し、保存管理計画の策定を行う。

(資産の構成)

本資産は、総数73件、87基(百舌鳥43基、古市44基)の古墳からなる。その内訳は、国指定史跡8件(百舌鳥7件7基、古市1件14基)、大阪府指定史跡1件(古市1基)、宮内庁管理45件(百舌鳥19基、古市27基、雄略陵古墳は島泉平塚古墳と島泉丸山古墳の2基、国史跡と重複する丸保山古墳・応神陵古墳・津堂城山古墳・墓山古墳の4基)、未指定23件(百舌鳥18基、古市5基)である。

(現状と取り組み)

1) **史跡について** 百舌鳥古墳群では、全国的にも文化財保護のシンボルとして知られている史跡いたすけ古墳や史跡文珠塚古墳などで公開にも配慮した整備を実施するなど、これまでも個別資産について積極的な保存管理に努めてきたが、今後は、群としての史跡指定に早急に移行する。

古市古墳群では、平成13年に個別の古墳ごとの指定から群指定に移行し、古墳群総体としての意義付けの下、保存管理を行っている。例えば史跡峯ヶ塚古墳では、古くからの地形環境に配慮しつつ、周辺の都市公園化を進めることにより、緑に包まれた良好な環境の形成に努めている他、津堂城山古墳で平成2年度及び9年度に周濠の植栽整備を実施し、平成10年度にはガイダンス棟を設置するなど、文化財保護法に基づいた保存管理を図っている。

2) **未指定の古墳について** 未指定の古墳等については、府や市、社寺、個人所有と所有形態が異なるが、それぞれにおいて文化財保護法に基づき保全が図られている。今後は、古墳本来の範囲や構造を明確にするため、詳細な調査を実施し、地権者の同意を得ながら、国指定史跡・大阪府指定史跡・市指定史跡等の指定を進めていく。

3) **陵墓について** 陵墓は現に皇室において祭祀が継続して行われている。基本的に立ち入りが禁止されるなど厳重に保存管理がなされ、緑の多い静粛な環境も維持されており、静安と尊厳が保持されている。

一方、陵墓は文化財保護法による「周知の埋蔵文化財包蔵地」になっており、維持管理や営繕等に伴う工事の際には、文化財保護法第92条や第94条に基づく手続きに添った対応が行われている。

また、宮内庁において営繕工事等を実施される時には、事前に学識経験者から組織される陵墓管理委員会の意見を踏まえ、考古学的な調査方法・工事手法を十分検討し、保存に努めている。

このように宮内庁による陵墓の管理については、文化財的な意味における保全、保存に対しても配慮され、万全が期されているため、文化財保護の観点からも問題がなく、従って現在も史跡指定はなされていない。

これらの現状を踏まえ、宮内庁による陵墓の保存管理を尊重し、史跡指定等の手続きを経ることなく、保存管理計画を策定することとする。

(保存管理の基本方針)

1) **保全の方法** 個別の古墳ごとに詳細な調査を実施し、規模や墳形、築造時期等を把握し、資産の範囲とその価値を確定する。群全体のバランスを図りながら古墳ごとに保存管理の方法について検討を行う。

2) **資産の整備** 資産の保存管理を適切に行うため、個々の古墳の歴史的価値、規模や立地条件、遺構の保存状況などに応じて、整備を行う。

3) **保存管理の体制** 関係行政機関による協議組織を設置し、連携を緊密にしながらそれぞれにおいて適正な保存管理を進める。

（保存管理の背景）

本資産は、陵墓や古墳の保全と山林としても良好な環境が維持されてきた。この点を踏まえ、これまで進められてきた保存管理の成果を引き継ぎ、以下のような点に留意して保存管理計画の検討を行う。

- 1) **立地について** 本資産は堺市所在の百舌鳥古墳群、羽曳野市・藤井寺市所在の古市古墳群からなる資産であり、両者は、その立地と共に周辺環境を異にする。
百舌鳥古墳群は、都市化が進んだ市街地の中にあり、市街地としての成熟の中で文化財保護との両立を目指した保存管理計画とする。
古市古墳群は、宅地化が進む中、いまだ耕作地が残されているところもあり、これらの現状を十分に活用した保存管理計画の策定を目指す。
- 2) **資産の種類** 本資産には、史跡、未指定古墳、宮内庁陵墓という位置付けの異なる資産が含まれる。
国及び府指定史跡の古墳については、個別の古墳ごとに整備を進めてきたが、今後は古墳群全体の包括的な評価の下に詳細な計画策定を目指す。
未指定の古墳については、今後調査を重ね、文化財保護法による国史跡指定など、法令による保存管理を強化する。
陵墓については、宮内庁による管理を尊重しながら、保存に取り組む。

（保存管理の基本方針）

- 1) **保全の方法** 個別の古墳ごとの詳細な調査を実施し、規模や墳形、築造時期等を把握し、資産の範囲とその価値を確定する。基本的には、資産の公有化を目指すものとするが、現状の土地利用・土地規制状況も勘案し、群全体のバランスを図りながら古墳ごとに保存管理の方法について検討を行う。
- 2) **資産の整備** 資産の保存管理を適切に行うため、個々の古墳の歴史的価値、規模や立地条件、遺構の保存状況などに応じて、現行の保存状態を維持するもの、築造当初の状態への復元をおこなうものなど、望ましい整備のあり方を検討する。
- 3) **保存管理の体制** 百舌鳥古墳群と古市古墳群は、地理的に離れており、所管する行政機関も異なる。総体として統一的なコンセプトの下に保存管理を進めるため、関係行政機関による協議組織を設置するなど、連携を緊密にしながら保存管理を進めていく。

（計画策定にむけての体制）

資産は、堺市、羽曳野市、藤井寺市と複数市に及ぶことに加え、管理主体が複数にわたることから、関係行政機関等による協議会を設置するなど緊密な連携を図り、整合性のとれた保存管理計画の策定を目指す。

(全体について)

バッファゾーンについては、各古墳群において資産と資産の間をつなぐ面的なものとする。保全手法としては、都市計画法や景観条例などを活用して資産と一体をなす周辺環境にふさわしい高さ・色調・意匠等とする。今後、その具体化を行うにあたっては、有識者の意見を徴しながら、関係機関等とも十分に協議調整を行い、地域住民の理解と協力を得ながら進める。その内容は段階的に古墳に近いほど厳しく、離れるほどゆるやかなものとする。

バッファゾーンについては、市の総合計画など街づくりの根幹をなす計画への位置づけを進める。

(百舌鳥古墳群)

百舌鳥古墳群は、上町台地につながる低・下位段丘上に位置し、南北約4km、東西約4kmに広がる。古墳群は段丘を利用して築造されたことから、築造時の地形を考慮してバッファゾーンを設定する。考え方の骨子は以下のとおりである。

- 1) 主要個別構成資産の周辺は、都市計画法の風致地区・第一種低層住居専用地域となっている。これらを基礎に個別状況を踏まえて周辺一帯の保全に努めていく。
- 2) 堺市では、仁徳陵古墳、履中陵古墳をはじめ本資産の大部分が集中している大仙公園とその隣接地区を大仙風致地区(98ha)に指定して古墳の周りを緑で囲う方向性を打ち出し、環境の保全をはかっている。さらに、現在、既存景観条例については景観法に基づく条例への移行を検討している。バッファゾーンの範囲及び周辺環境の景観的保全については、これらに加えて都市計画法も積極的に活用して取り組んでいく。
- 3) 仁徳陵古墳と履中陵古墳にはさまれた地域は、早くから堺市のシンボルパーク「大仙公園(計画区域81.1ha)」として、古墳等の歴史的・文化的資源を保存・承継・活用するための核と位置付け、現在までに約36haの整備を行ってきている。その中には、古墳群からの出土品を展示している堺市博物館のほか、茶の湯の文化発祥の地・堺として、茶室などの文化教養施設を配置するなど、公園を古墳群と一体のものとして整備し、貴重な古墳群の保存・活用を図っている。さらに、古墳群内の主要古墳を結ぶ路を「百舌鳥三陵周遊路」としてすでに整備し、数多くの来訪者が壮大な古墳に触れ、その文化を身を持って体感している。

(古市古墳群)

古市古墳群は、羽曳野丘陵北端に位置し、羽曳野市・藤井寺市にまたがる南北約4km、東西約4kmの範囲に広がる。古墳の分布は、低・下位段丘上への集中が認められることから、地形分類を基本としてバッファゾーン設定の目安とする。考え方の骨子は以下のとおりである。

- 1) 主要個別構成資産の周辺は、都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域が多くを占め、これを基礎に個別状況を踏まえて周辺一体の保全に努めていくものとする。
- 2) 地域の特性を活かした良好な景観形成の促進に向け、景観法に基づく景観条例の制定などを進める中で、本資産のバッファゾーンの範囲や周辺環境の景観的保全などについて検討を行う。
- 3) 本資産の周辺には、国宝や重要文化財を所蔵する誉田八幡宮や道明寺天満宮、道明寺、葛井寺などの古社寺、東高野街道など古墳と一体となった歴史を体感できる街並みが形成されている。これらを考慮したバッファゾーンの設定を検討している。また、市内の各遺跡を散策するガイドルートとして整備した「河内ふるさとの道」も活用しながら、各古墳を周遊する散策ルートなどの設定を検討している。